

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和 8 年 3 月 26 日他				
表題と発行部数	中野雅史県政報告 18000部				
対象者	大和郡山市内部				
配布方法	郵便等				
発行目的	県政報告を行い意見要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95%その理由 (政務活動以外の内容を含むため)				
内容	議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	製作、編集 印刷代	(株) 大和政 経通信社	317, 855	18, 000 部	146
	宛名シール 貼付け作業 代、宛名シ ール印刷代 他	(株) コシノ	254, 050		150
	郵便代	日本郵便	1, 380, 924	17, 469 通	149
	※ 95 % 充当 合計 1,952,829×95% = 1,855,187 円				
備考	添付資料 :				

注 発行した広報紙を添付してください。

郵便はがき

金別納
郵便

--	--	--	--	--	--	--

子どもは国の宝
年寄りも国の財産

国づくり、国づくり、それは人づくりです。

奈良県議会議員

中野まさふみ

中野まさふみ事務所

〒639-1027 大和郡山市池之内町461-3
TEL 0743-54-3300 FAX 0743-54-3305
info@nakano-nara.com

※この部分からよくくりはがしてください。



大阪・関西万博

大阪市此花区の夢洲で開催された万博のオープニングイベントに議長として出席しました。奈良県のブース「ALL NARA FESTI



VAL」には、万博来場者の8人に1人が訪れる盛況を見せ、奈良の伝統文化のほか、清酒発祥の地とされる酒文化など、奈良の深い魅力をPRし、万博を契機としたさらなる観光発展に努めました。

万博終了後の今年からは、ふるさと大和郡山市の英雄・豊臣秀長の生涯を描く大河ドラマ「豊臣兄弟!」の放送が開始されました。万博の波及効果への期待だけでなく、大和郡山市、奈良県が主体になった、より積極的な観光と経済発展をさらに進めていきます。



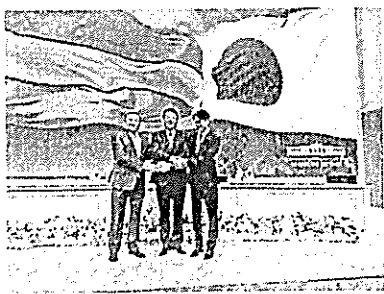
議長として県政課題の議論深化

大和郡山市選出の県議員・中野雅史は、年度から今年度にかけて県議会の第105代議長を務めさせていたき、二元代表制の一を担う議長として、山下真知事が提唱した県南部への域防災拠点の建設見直しやK-POPコンサートの開など、さまざまな県政課題の議論を、県民の皆様にかれた形になるよう議論の深化に努めました。



海外視察

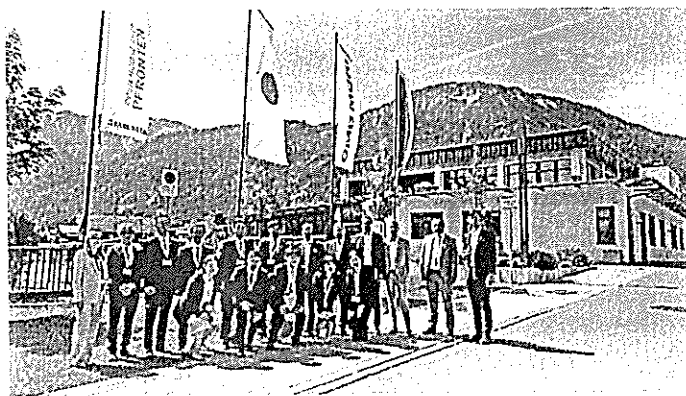
シルクロードを通じてつながりの深い奈良県とウズキスタン・サマルカンド州は、令和3年に友好提携を結んでいます。議長在任期間中、奈良県公式訪問団一員としてウズベキタンを訪問し、万博イベントでの連携や、立大学とサマルカド国立外国語大学との学術交流に関する協定を結びました。



また在任中、平成27年に奈良県と友好提携を結んだスイス・ベルン州から、提携10周年を記念式典への出席招請があり、山下真知事と共に訪問して出席しました。式典のほか、県立先端科学技術大学院大学とベルン州応用科学大との学術交流の協定締結式にも出席しました。



このほか、この訪問でドイツ・バイエルン州にも訪問し、奈良県に本社を置くDMG森精機の現地工場を視察したほか、奈良県への誘客を呼び掛ける観光セールスに取り組みました。



第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 中野雅史					
年 月 日	令和7年7月10日他				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由（地域活動の記事・政党へのリンクなど）				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ 制作等に要した経 費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ドメイン・サーバー利用料	(有)ピュア ネット	102,960 円	7,800×1.1 ×3ヶ月分×4回	40、79 120、145
	※ 50 %充当 合計102,960円×50%＝51,480 円				
備考	ホームページアドレス：http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ保守業務委託契約書

ホームページ保守業務委託契約書

中野まさふみ事務所（以下「甲」という）と有限会社ピュアネット（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第 1 条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。

- （1）乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
- （2）ホームページデータの保全（バックアップ・リストア）のための作業。
- （3）ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。
- （4）甲の依頼に応じて、月当たり A 4 に換算して 1 頁以内のホームページ更新作業。

2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第 2 条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 7,800 円（税別）を支払う。

2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第 3 条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2. 契約期間満了日の 1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 12ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第 5 条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上相当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。

3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 6 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

所有権及び使用権は乙に帰属する。

3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。

5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。

6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。

7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 15 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 20 日

甲 奈良市延田町 461-3
野 穂 子

乙 奈良市延田町 2-4-10-103

有限会社ピュアネット

取締役 藤本恵理子

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和7年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など ◆本会の活動頻度 年4回開催の講演会開催 2回の研修会 他 ◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など100名程度の参加 県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	令和7年4月分～令和7年9月	1.
	年会費	30,165 円	令和7年10月分～令和8年3月	65
	合計 60,165 円 充当額 60,165 円×75.0%＝45,123 円			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和7年4月1日他			
年会費名	JAならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JAならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県農業経営、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など ◆本会の活動頻度 年2回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など ◆参加者の状況 農業経営者、農協関係者、地方議員など 県内の農業に関する情報収集に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	8,334 円	令和7年4月 5月	2
	年会費	41,666 円	令和7年6月～令和8年3月	60
	合計 50,000 円 8,334 円×66.6%=5,550 円 41,666 円×66.6%=27,749 円 33,299 円 充当			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会はJ Aならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、真の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強調に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員の選出と任務)

第7条 役員の選出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であって、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 会員並びに関係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成 7年6月23日	一部改正
平成11年6月25日	一部改正
平成13年6月22日	一部改正
平成16年6月25日	一部改正
平成20年7月24日	一部改正
平成22年7月 1日	一部改正
平成23年7月 5日	一部改正
平成24年7月 3日	一部改正
平成28年7月 6日	一部改正

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	令和7年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費（年会費）			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66,6% （懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など ◆本会の活動頻度 年4回開催に講演会開催 他 ◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など 県政に関する情報収集等に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	月 5,220 円	引落手数料 220 円 含む	16.28.38 51.63.78 91.101. 116.130. 141.156
	※66,6%充当 3,476 円 （月 5,220 円×66,6%）×12ヶ月＝41,712 円 充当			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	令和7年5月7日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	議員活動の為の情報収集 議会での質問に役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等 ◆本会の活動頻度 年4回開催 ◆参加者の状況 地方議員 議会や、議員活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,330 円	講演会、研修会、会報誌 （手数料 330 円含む）	17
	合計 30,330 円			
備考	添付資料：会規約、会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 39.67 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 ☐ 第三者 ☒ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。